

令和8年10月23日

府道堺狭山線深井高架橋高架下入札占用指針

1 概要

(1) 入札対象施設等

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第9号に定める自動車駐車場。

アスファルト舗装で平面利用の時間貸自動車駐車場（コインパーキング）とします。ただし、全駐車台数の半数を限度に、月極駐車場とすることができますが、車庫証明に必要な「保管場所使用承諾証明書」の発行は不可とします。

(2) 道路の占用の場所

① 所在地 大阪府堺市中区深井清水町地内（深井高架橋高架下）

（泉北高速鉄道深井駅から約150m 別添、位置図・参考図参照）

② 占用面積 3423.10㎡

外周をコンクリートブロックで囲まれた区域（フェンス、コンクリートブロックを含む）です。ただし、高架橋の橋脚部分は除きます。周囲は府道堺狭山線の車道（幅員約7～10m）・歩道です。

(3) 道路占用の開始予定時期

令和9年4月1日

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

① 高架下における次の確認事項を実施し、異常があった場合は速やかに本市へ報告してください。

- ・橋脚、橋梁、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の確認
- ・高架の道路からの落下物の有無の確認
- ・不法占用、不法投棄、落書き等の有無の確認

② 占用区域内における清掃、除草等の維持管理、その他当該道路の管理上必要と認められる措置を行うこと

③ 占用区域内の構造物（外周フェンス、橋脚に設置されている排水管、排水構造物、電線管、ハンドホール等）が破損した場合の復旧及び不法占用、不法投棄の対応については、占用者が実施すること。なお、復旧工事が必要な場合は、事前に本市と協議を行って下さい。

(5) 認定の有効期間

10年

(6) 占用料の額の最低額

4,867,220円（年額）

(7) 入札占用指針の交付

堺市ホームページ（<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/keikaku/genkyo/20261023.html>）からダウンロード又は堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館18階 路政課で交付

2 占用入札参加資格

(1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること

(2) 入札対象施設等のための占用が、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと

(4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

- ① 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき
 - ② 道路の占用に係る占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき
 - ③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき
 - ④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき
 - ⑤ 法人税、所得税、消費税、又は地方消費税の滞納があるとき
 - ⑥ 本市が課税する市税の滞納があるとき
 - ⑦ 本市入札事務に関して資格停止となっているとき
 - ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ⑨ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ⑩ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ⑪ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ⑫ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑬ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると道路管理者が認めるとき
 - ⑭ 設備故障、苦情等に24時間対応が可能なコールセンターを有していないとき
- なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、本市が警察署と協議を行います。警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

3 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

表1の様式1～様式5-2（A4判）により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

表1（入札占用計画に関する提出物一覧）

様式	留意事項
入札占用計画（様式1） （添付図面必要）	① 「占用計画期間」は10年です（記載済み）。 ② 「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載しています。又、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となります（記載済み）。 ③ 「添付図面」については様式1の下部にある記載要領を参照して下さい。 ④ 印鑑登録されている印で押印して下さい。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（様式2）	① 施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。 ② 日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。 ※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組が

	あれば併せて記載願います。
法人概要（様式３－１） 及び役員名簿（様式３－２）	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式３－１は不要であり、様式３－２により、氏名、生年月日等を記載願います。
災害等非常時における連絡体制（様式４）	占有者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者への連絡体制図、等を記載願います（様式４参照）。
暴力団排除に関する誓約書（様式５－１）	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。 印鑑登録されている印で押印して下さい。
堺市税納付状況確認同意書（様式５－２）	市外在住の方も必要です。日付は入札占用計画（様式１）と同じ日付を記入して下さい。 印鑑登録されている印で押印して下さい。
税務署発行の国税の納税証明書	提出時点で発行後、１か月以内の原本に限ります。 提出者が法人の場合は、「その３の３」 個人の場合は、「その３の２」を提出して下さい。
印鑑証明書	提出時点で発行後、３か月以内の原本に限ります。
法人登記履歴事項全部証明書（提出者が法人の場合）	提出時点で発行後、３か月以内の原本に限ります。
住民票（提出者が個人の場合）	提出時点で発行後、３か月以内の原本に限ります。

(2) 入札占用計画の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和８年１１月１７日１７時まで【必着】

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

② 提出先

〒５９０－００７８ 大阪府堺市堺区南瓦町３番１号

堺市役所高層館１８階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 ０７２－２２８－７４１７（直通）

③ 提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。メール、FAXによる提出は不可。

④ 提出物

表１（入札占用計画に関する提出物一覧）のとおりです。

4 入札までの流れ

(1) 担当部局

〒５９０－００７８ 大阪府堺市堺区南瓦町３番１号

堺市役所高層館１８階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 ０７２－２２８－７４１７（直通）

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

(2) 入札占用指針現地説明会の開催

① 開催日時

令和８年１１月９日（時間は参加申込者へ別途通知）

② 集合場所

参加申込者へ別途通知

③ 参加申込方法

様式 6 に必要事項を記載の上、メール又は郵送で申し込んで下さい。

④ 参加申込期間：令和 8 年 1 1 月 4 日まで【必着】

※ この説明会に不参加の場合でも、入札占用計画の提出は可能です。

(3) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（様式 7）にて質問を受け付けます。

質問書に対する回答は、堺市 H P（<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/keikaku/genkyo/20261023.html>）にて閲覧に供することとします。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

① 質問書の提出方法

郵送又はメールによるものとします。

② 提出先

〒 5 9 0 - 0 0 7 8 大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市役所高層館 1 8 階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 0 7 2 - 2 2 8 - 7 4 1 7（直通）

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

③ 質問書の提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 3 日から令和 8 年 1 2 月 1 4 日 1 7 時【必着】

（ただし、入札占用計画の作成に関する質問は令和 8 年 1 1 月 1 2 日 1 7 時【必着】）

(4) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができます。この説明を求める場合は、様式 8 に必要事項を記載の上、提出してください。

① 質問書の提出方法

郵送又はメールによるものとします。

② 提出先

〒 5 9 0 - 0 0 7 8 大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市役所高層館 1 8 階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 0 7 2 - 2 2 8 - 7 4 1 7（直通）

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

③ 質問書の提出期限

令和 8 年 1 2 月 1 1 日 1 7 時まで【必着】

5 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書（様式 9）を提出しない者は、本入札に参加することができません。

① 提出方法

ア 持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。メール、F A X は不可。

イ 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）を表記し、提出してください。

なお、提出するに当たっては、道路管理者により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参してください。

ウ 送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封してください。

エ 代理人が入札に参加する場合においては、入札書に加えて、委任状（様式１０）を提出してください。

② 提出期限

持参の場合：令和８年１２月２１日１７時まで

送付の場合：令和８年１２月２１日【必着】

期限までに以下の到着場所に到着しなかった場合にはいかなる理由をもっても受理しません。

③ 提出先

〒５９０－００７８ 大阪府堺市堺区南瓦町３番１号

堺市役所高層館１８階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 ０７２－２２８－７４１７（直通）

(2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください（様式９別紙 入札書記載要領参照）。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 開札日時、場所

① 日時

令和８年１２月２３日 １４時

② 場所

堺市堺区南瓦町３番１号 堺市役所高層館１８階 堺市 建設局 土木部 路政課

ア 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の２０分前から行います。

ウ 入札会場への入場は、参加者１者につき、２名までとします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が１人で２枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち会わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち会わせる

場合には、委任状（様式10）を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

- ① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。
- ② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。
- ③ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は1年間における占用料の額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。
- ② 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。
- ③ 当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とします。）、落札額）を公表します。

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

また、辞退した者は同一物件に再入札があった場合でも参加はできません。

なお、落札者決定を取り消した場合は、他の入札者を繰り上げて落札者とします。

6 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、路政課に備え付けるとともに、堺市ホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取

り消すことがあります。

7 道路の占用の許可

(1) 占有許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占有許可申請を行ってください。

① 申請窓口

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市 建設局 土木部 路政課 占有係

電話 072-228-7417 (直通)

② 申請書類

ア 道路占有許可申請書

イ 認定された入札占有計画

ウ 入札占有計画認定通知(写し)

エ 委任状(代理申請の場合のみ)

オ その他道路管理者が必要であると認める書類(駐車料金表、道路法第24条申請書)

③ 申請期限

ア 占有許可申請は、入札占有計画の認定日から15日以内に行ってください。

イ 特段の理由無く、占有許可の申請手続を行わない場合は、入札占有計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占有許可の条件

① 道路に関する維持管理又は工事を行うため、或いは占有物件の利用状況等確認のため実地調査等する場合は、道路管理者(堺市)が占有区域内に立ち入ることを妨げないとともに、道路管理者の指示に従うこと。

② 本市の道路に関する工事により必要があるときは、直ちに許可を受けた者の費用で本市の指示するとおり占有施設の改築、移転、除却又は原形復旧を行うこと。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

③ 本市が深井高架橋の点検や補修工事を行う場合は協力すること。この際、足場の設置等が必要な場合は、一時駐車場経営の休業を求める場合があります。

④ 占有者は、占有区域内の日常的な点検・清掃・除草等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

⑤ 占有許可期間満了又は占有許可の取り消し等の場合は、期間満了日まで、又は本市が指示する期間内に、占有者の責任において、原状回復措置をとること。但し、次期公募により決定する占有許可申請者との間で占有物件の譲渡等について協議が整う場合は、占有物件の残置を認める場合があります。なお、当該譲渡等については当事者間で協議するものとし、本市は一切関与しません。

⑥ 次期公募がない場合、本市と占有者との間で協議が整えば、アスファルト舗装、防護柵等の占有物件の一部について残置を認める場合があります。

⑦ 占有許可期間満了又は占有許可の取り消し等の際は、事前に本市と占有者で立会の上、橋脚や外周のフェンス等の破損個所の確認を行うものとする。破損があった場合は、占有者が補修工事を行うこと。

⑧ 道路法、駐車場法、堺市屋外広告物条例、その他の関係法令を順守すること。

⑨ 車庫証明に必要な「保管場所使用承諾証明書」の発行は不可とします。

⑩ 当該物件を転貸することや権利を譲渡することはできません。なお、占有許可の条件に違反した場合は、占有許可を取り消すことがあります。

⑪ 事務所等の建物の建築は認めません。また、借地借家法の適用はありません。

⑫ 駐車場や駐車中の車への落書きや投石等による損害については、市は責任を負いません。

(3) 占用許可の期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで占用を認めます。ただし、5年ごとに更新の手続きが必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

(4) 占用料の額及び支払方法

- ① 占用料の額（年額）は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額とします。
- ② 土地の価格の上昇又は堺市道路占用料条例別表の占用料の改定に伴い、算出した占用料の額が、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。
- ③ 占用料の支払いは、初年度の占用料においては、当該年度分を占用の開始までに支払い、次年度以降の占用料においては、各年度分を当該年度の5月31日までに支払うものとします。なお、支払い方法については占用許可の際に説明します。
- ④ 占用開始又は終了の日が年度途中である場合は、同年度の占用料は月割計算とします。この場合において、この期間が1月未満であるとき、又はこの期間に1月未満の端数があるときは1月として計算します。ただし、堺市道路占用料条例が改正され占用料の算定方法が変更された場合は、これに従って占用料を算定します。その他、占用料の算定に関しては堺市道路占用料条例に基づき算定します。
- ⑤ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、堺市道路占用料条例に基づき延滞金を徴収する場合があります。
- ⑥ 既納の占用料は還付しません。占用者に年度途中で占用を終了する事情がある場合も同様です。

8 特記事項

- (1) 駐車場工事は、占用許可後に占用者の負担で行うものとします。工事に伴い必要となる、駐車場法、道路法、消防法、道路交通法、堺市屋外広告物条例等の許認可手続きを行って下さい。駐車場法に基づく路外駐車場及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場の届出は、本市路政課と調整して行い、技術的基準を順守して下さい。
- (2) 駐車場内の看板は駐車場の外に、はみ出さないよう注意して下さい。
- (3) 周辺の有料駐車場の経営にも配慮した料金設定として下さい。具体には、当該駐車場から半径200m以内の有料駐車場の料金（駐車後24時間最大料金、60分当たりの時間単価、月極料金等）と同等の料金とし、単独で突出した安い料金とはしないで下さい。
- (4) 現況と同様に、全ての橋脚と信号柱、標識柱（占用区域の南の両端2ヶ所の横断歩道付近）の周囲には車両用防護柵等を設置して下さい。
- (5) 現況と同様に、駐車場への車両出入口はゲート式のものを、北行き車線（JR上野芝駅方向）に1箇所のみ設けるものとする。追突事故防止のため駐車場敷地内（占用区域内）に車道に沿って進入用通路（入場待ち待機スペース）を設け、車道から駐車場敷地内の進入用通路を経て駐車場出入口ゲートに進入する形態として下さい（別紙「現地写真」参照）。また、人の出入口は歩道に面してのみ設けて下さい。
- (6) 現況と同様に、駐車場内の車両出入口ゲート付近には、出庫の際に他の車両に注意を喚起させるため警告灯を設置してください。
- (7) 現在、雨水排水用に各橋脚に設置されている排水管とコンクリートトラフがあります。駐車場工事の際は、この排水管からの雨水排水先を確保して下さい（現在設置されているコンクリート製トラフは撤去して、別の方法で排水機能を確保しても構いません）。また、このコンクリート製トラフを再利用する際は、利用中に破損しても本市は責任を負いません。最終雨水枡は占用区域の北西の端にあります。
- (8) 敷地内には、雨水管（内径900）のほか、占用区域の南側歩道近くに信号用ハン

ドホール（警察）、信号用電線管（警察）、標識柱、信号柱、ハンドホール、地中電線管、占用区域の北側歩道近くには信号用ハンドホール（警察）、信号用電線管（警察）、占用区域の東側の車道沿いには水道管があります。駐車場工事の際には、これらを破損させないように注意して下さい。なお、詳細な埋設位置については堺市上下水道局水道部水道保全課（水道）、同下水道管路部下水道管理課（雨水管）で調査を行って下さい。これらの点検のために堺市職員、大阪府警察職員が駐車場内に立ち入り、作業を行うことがあります。また、既存のハンドホールや電線管を利用することは出来ません。

- (9) 現在、電気、水道、ガスの引込みはありません。また、照明灯や自動ゲート、料金支払い機等に関する光熱水費は占用者の負担とします。
- (10) 故障や苦情等に24時間対応するコールセンターを設置し、連絡先を駐車場内に表示して下さい。また、周辺住民や利用者からの苦情等については責任を持って対応すること。本市から苦情の対応要請があった場合も同様とします。
- (11) 駐車場と無関係な飲料等の自動販売機の設置等は認めません。
- (12) 本市が深井高架橋の点検や補修工事を行う場合は協力すること。この際、足場の設置等が必要な場合は、一時駐車場経営の休業を求める場合があります。
- (13) 駐車場区域内における工事着工前からの破損（例：橋脚に設置されている排水管の継目がはずれかけている、ハンドホール蓋の受枠が破損している等）については占用者で駐車場工事の際に補修工事を行って下さい。
- (14) 立体駐車場の設置は出来ません。また、駐車場内はアスファルト舗装とします。
- (15) 本入札占用指針に記載されている埋設物等に関する記載内容に現状と相違がある場合は現状が優先します。また、駐車場予定地内に隠れた瑕疵があることがわかった場合でも、本市は責任を負いません。占用面積や占用料に関する異議は認めません。
- (16) 駐車場工事着工前に、大阪ガスネットワーク(株)に施工通知を提出して下さい。
- (17) 原則として、対象物件を、現在の占用者が原状回復のうえ、道路管理者に引継いだ後に、占用予定者が占用許可手続きを経て、占用開始しますが、占用予定者と現在の占有者との話し合いにより、一部の財産を引継ぐことを妨げません。なお、占用予定者と現在の占有者が同一の場合も同様です。ただし、この場合、あらかじめ道路管理者に、引継ぐ財産について両者の合意書を提出していただきます。この両者の合意書には、占用予定者が、新たな占用許可期間満了時において、この財産について撤去の責任を負う旨を明記していただきます。

9 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、堺市情報公開条例により、公開対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却いたしません。なお、返却を希望する場合には、入札占用計画を提出する際にその旨を申し出てください。